

保険診療の理解のために

厚生労働省保険局

医療課医療指導監査室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

留意点

本資料は令和6年度 診療報酬改定に基づいて作成している。

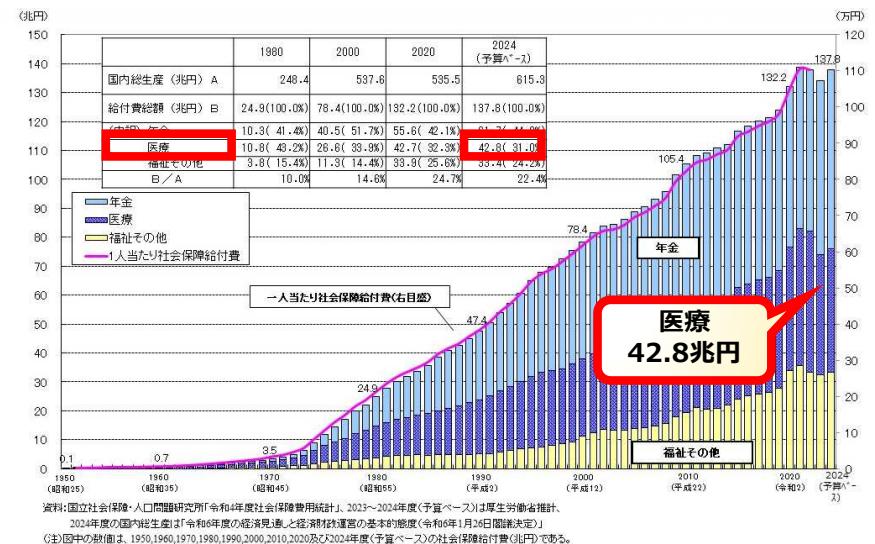
疑義解釈等が随時発出されるため、算定に当たってはその時点での要件等を確認して請求を行うこと。

1. 保険診療の仕組み

2. 医師法・医療法・医薬品医療機器等法について
3. 保険医療機関及び保険医療養担当規則について
4. 医科診療報酬点数表の解釈
5. DPC／PDPSについて
6. 指導・監査等について
7. 最後に

社会保障の費用と財政

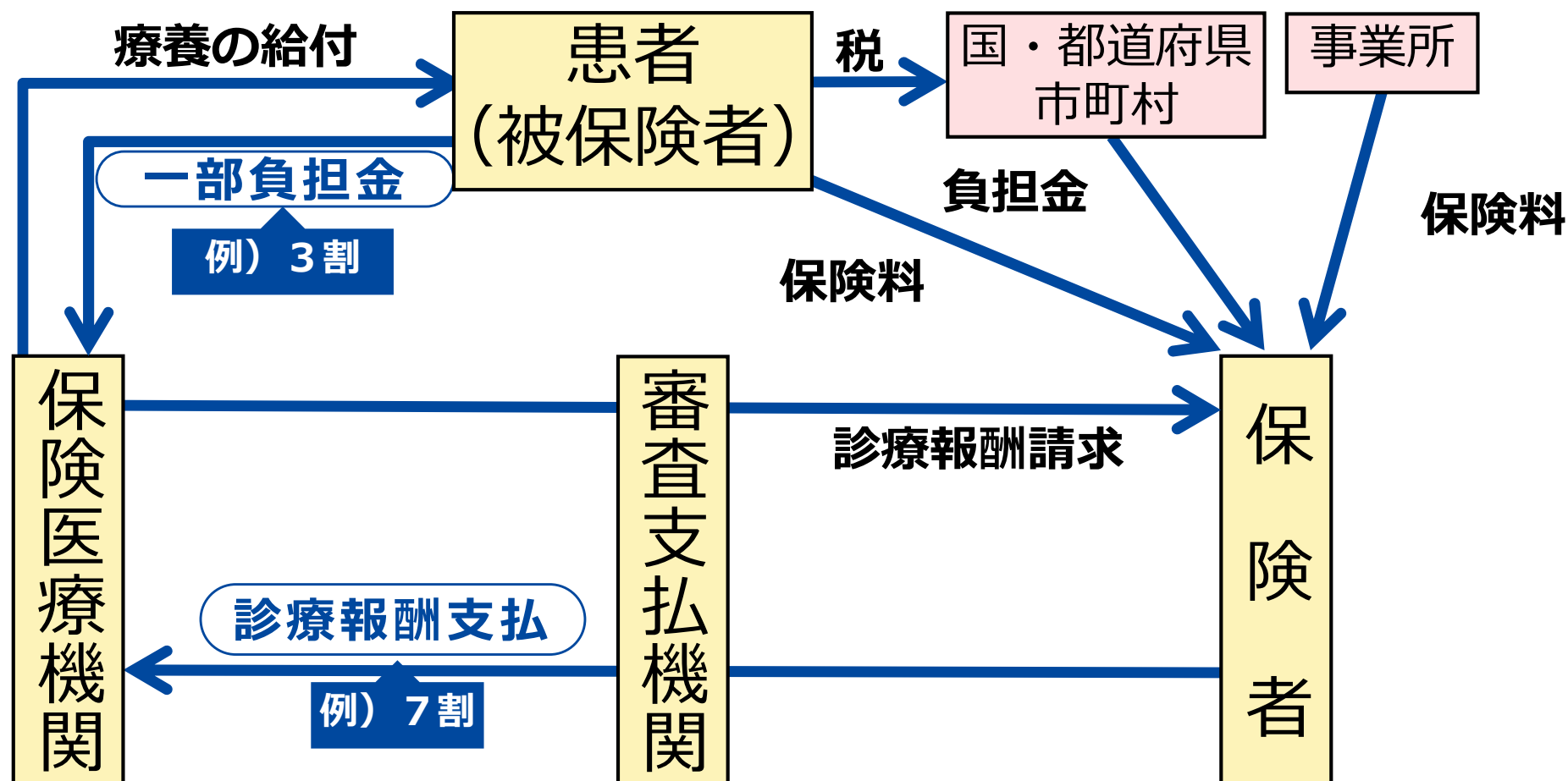
- 令和 6 (2024)年度の日本の社会保障給付費は、1 年間に**約 137.8 兆円**。そのうち約半分弱が「年金」で、**約 1/3が「医療」**、2 割強が介護を含む「福祉 その他」が占める。
- 社会保障の財源は、社会保険料が 59.5%で、公費負担は40.5%を占める。
(その他、積立金の運用収入等。)
(令和 6 年度予算ベース)



- 令和 6 年度一般会計歳出において、**社会保障のための歳出 (37.7兆円) は最大**である。
- 国の財政は、**27.0兆円の借金を返しながら新たに35.4兆円の借金をしている**状態。
- 社会保障は財政に大きく影響しており、**適正化**が求められている。

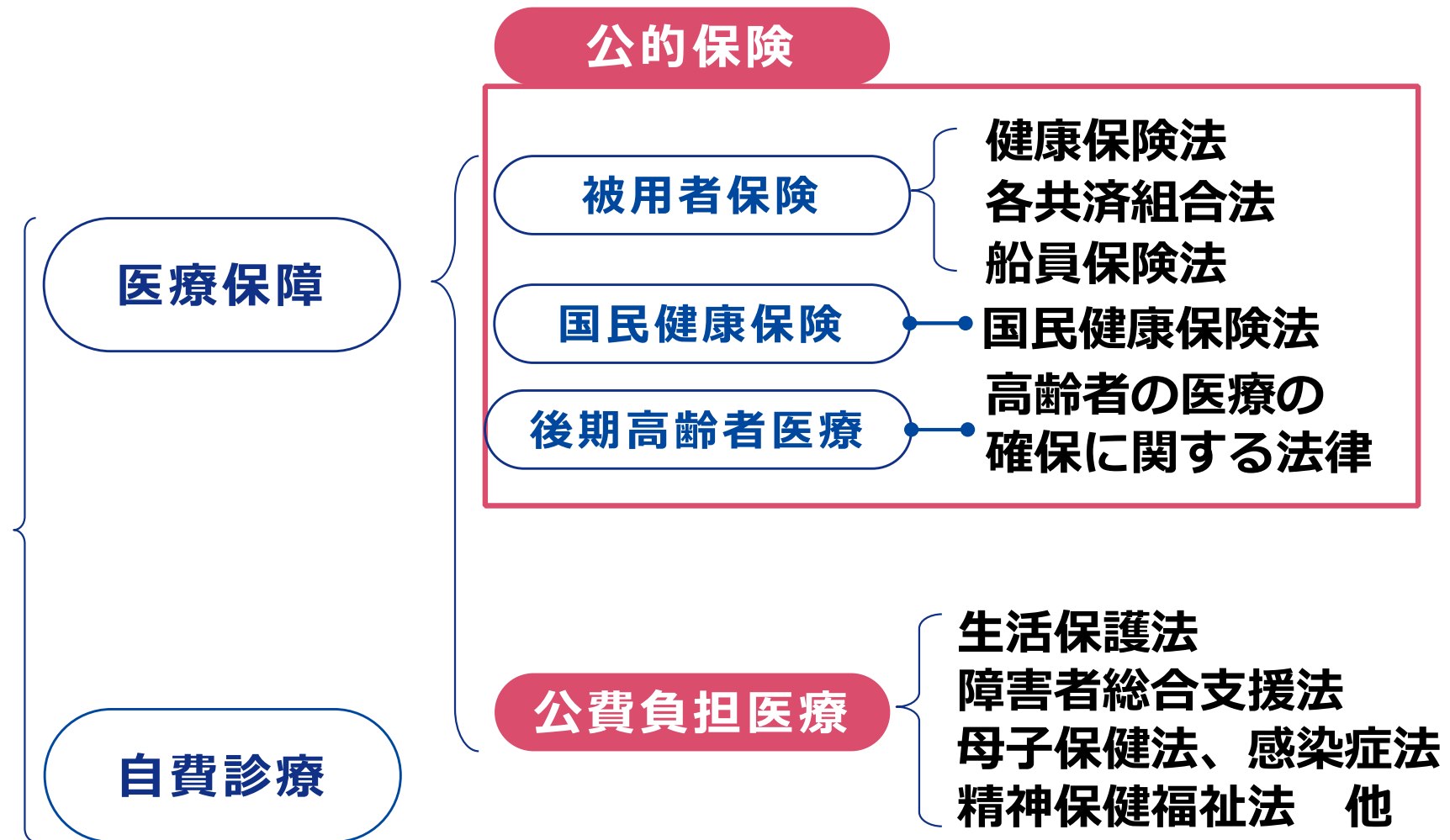
療養の給付・費用の負担の流れ

医療費の大部分は保険に基づく



医療費の給付の仕組み

医療保険各法により、医療保険制度を構成



保険診療とは

- 健康保険法等の医療保険各法に基づく、
保険者と保険医療機関との間の公法上の契約
によって成り立っている。
- **保険医療機関の指定**は、指定を希望する医療機関が、
保険医の登録は、登録を希望する医師が、
医療保険各法等で規定されている保険診療のルールを熟知していることが前提
となっている。

健康保険法

目的（第1条）

疾病、負傷等に関して**保険給付**(医療サービスの提供)を行い、**国民の生活の安定と福祉の向上**に寄与することを目的とする。

基本的理念（第2条）

健康保険制度については、**医療保険制度の基本**をなすものである（中略）
医療保険の運営の効率化、
給付の内容及び費用の負担の適正化
並びに国民が受ける医療の質の向上
を総合的に図りつつ、実施されなければならない。

保険診療に係わる各法令

医師法



医療法



薬剤師法



保健師助産師
看護師法

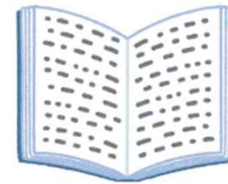


医薬品
医療機器等法



健康保険法

療養担当規則（省令）



保険診療

医師と保険医

医師

医師法で規定される、
医業を行える唯一の資格
(医師法第17条)

保険医

健康保険法等で規定される、
保険診療を実施できる医師
(健康保険法第64条)

保険医

- 保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師は、
保険医でなければならない。 (健康保険法第64条)
→ 保険医であることが必須である。
- 医師の申請に基づき厚生労働大臣が登録する。 (同法第71条)
→ 自らの意思で保険医となる。
- 保険医は「厚生労働省令」で定めるところにより、
健康保険の診療に当たらなければならない。 (同法第72条)
→ 保険医は保険診療のルールを守る必要がある。
- 保険医は、健康保険の診療に関し、
厚生労働大臣の指導を受けなければならない。 (同法第73条)
→ 指導を受ける義務がある。

病院、診療所と保険医療機関

病院、診療所

医療法で規定される
(医療法第1条の5)

保険医療機関

健康保険法等で規定される、
保険診療を実施できる医療機関
(健康保険法第63条)

保険医療機関

保険医療機関の指定

- 病院若しくは診療所の開設者の申請により厚生労働大臣が指定する。
(健康保険法第65条)

保険医療機関の責務

- 「厚生労働省令」で定めるところにより、療養の給付を担当しなければならない。
(同法第70条)
- 療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする。
(同法第76条)

保険診療として診療報酬が支払われるには

- 保険医が
- 保険医療機関において
- 健康保険法、医師法、医療法等の各種関係法令の規定を遵守し
- 『 療養担当規則 』の規定を遵守し
- 医学的に妥当適切な診療を行い
- 保険医療機関が診療報酬点数表に定められたとおりに請求を行っている。

わが国の保険医療制度の特徴

国民皆保険制度

すべての国民が、何らかの公的医療保険に加入している。

現物給付制度（診療行為として受け取る）

医療行為（現物）が先に行われ、費用は保険者から医療機関へ事後に支払われる。

フリーアクセス

自らの意思により、自由に医療機関を選ぶことができる。

1. 保険診療の仕組み

2. 医師法・医療法・医薬品医療機器等法について

3. 保険医療機関及び保険医療養担当規則について

4. 医科診療報酬点数表の解釈

5. DPC／PDPSについて

6. 指導・監査等について

7. 最後に

無診察治療等の禁止（第20条）

医師は、自ら診察しないで治療をし、診断書や処方せんを交付してはならない。（50万円以下の罰金）

診療録の記載及び保存（第24条）

- 医師は、診療をしたときは、**遅滞なく**診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。
- 診療録は、5年間これを保存しなければならない。
（勤務医の診療録については病院又は診療所の管理者が、それ以外の診療録については医師本人が保存する。）

医療法

入院診療計画書の作成（第6条の4）

病院又は診療所の管理者は、患者を入院させたときは、当該患者の診療を担当する医師により**次に掲げる事項を記載した書面の作成**並びに当該患者又はその家族への**交付**及びその**適切な説明**が行われるようにしなければならない。

記載が必要な事項（抜粋）

- 一 患者の氏名、生年月日及び性別
- 二 当該患者の診療を主として担当する医師の氏名
- 三 入院の原因となった傷病名及び主要な症状
- 四 入院中に行われる検査、手術、投薬その他の治療
(入院中の看護及び栄養管理を含む。)に関する計画 等

保険診療における使用医薬品

療養担当規則 第19条（使用医薬品及び歯科材料）

保険医は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物を患者に施用し、又は処方してはならない。

- 「厚生労働大臣が定める医薬品」 ⇒ 薬価基準に収載されている医薬品
- 医薬品が薬価収載されるためには、医薬品医療機器等法に基づいて薬事承認を受ける必要

1. 保険診療の仕組み
2. 医師法・医療法・医薬品医療機器等法について
- 3. 保険医療機関及び保険医療養担当規則について**
4. 医科診療報酬点数表の解釈
5. DPC／PDPSについて
6. 指導・監査等について
7. 最後に

療養担当規則とは

正式名：『保険医療機関及び保険医療養担当規則』

(厚生労働大臣が定めた命令：省令)

第1章 保険医療機関の療養担当
療養の給付の担当範囲、担当方針 等

第2章 保険医の診療方針等
診療の一般的・具体的方針、診療録の記載 等



保険医療機関や保険医が保険診療を行う上で
守らなければならない基本的なルール

療養担当規則

療養の給付の担当方針（第2条）

- ・ 保険医療機関は、懇切丁寧に療養の給付を担当しなければならない。
- ・ 保険医療機関が担当する療養の給付は、患者の療養上妥当適切なものでなければならない。

適正な手続きの確保（第2条の3）

- ・ 保険医療機関は、その担当する療養の給付に関し、厚生労働大臣又は地方厚生（支）局長に対する申請、届出、療養の給付に関する費用の請求に係る手続きを適正に行わなければならない。

（例）急性期一般入院料1で届出していたが、看護師の数が少なくなり、7：1が維持出来なくなった場合、急性期一般入院料2に届出しないといけない。

掲示（第2条の6）

- ・ 保険医療機関は、その病院又は診療所内の見やすい場所に、食事療養の内容及び費用に関する事項、生活療養の内容及び費用に関する事項及び評価療養、患者申出療養又は選定療養の内容及び費用に関する事項、別に厚生労働大臣が定める事項（保険外併用療養費に係る療養の基準等に規定する事項）を掲示しなければならない。
- ・ 保険医療機関は、原則として、前項の厚生労働大臣が定める事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

療養担当規則

受給資格の確認等（第3条）

- 保険医療機関は、患者の受給資格を確認する際、患者が**マイナンバーカードを健康保険証として利用するオンライン資格確認による確認を求めた場合は、オンライン資格確認によって受給資格の確認を行わなければならない。**
- 現在紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関は、オンライン資格確認導入の原則義務付けの例外。
- 保険医療機関（上記の例外となる保険医療機関を除く。）は、**患者がマイナンバーカードを健康保険証として利用するオンライン資格確認による確認を求めた場合に対応できるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。**

療養担当規則

診療報酬明細書（レセプト）の確認について

適正な費用の請求の確保（第23条の2）

保険医は、その行った診療に関する情報の提供等について、保険医療機関が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるように努めなければならない。



「請求関係は事務担当者に一任しているのでこんな請求がされているとは知らなかった。」ということがないように保険医は必要に応じてレセプトを確認するなど、自分の診療録記載等による診療の情報等が請求事務担当者に適切に伝わっているか確認する必要がある。



療養担当規則

特定の保険薬局への誘導の禁止（第2条の5、第19条の3）

- 保険医療機関は、処方箋の交付に関し、患者に対して**特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行ってはならない。**
- 保険医は、処方箋の交付に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、**保険薬局から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。**

処方箋の交付（第23条）

- 保険医は、処方箋を交付する場合には、処方箋に**必要な事項**（医薬品名、分量、用法及び用量等。医療上の必要性があるため、後発医薬品への変更に差し支えがあると判断したときには、その旨及び署名等。）【※患者の希望を踏まえ、先発医薬品を処方した場合には、その旨等（※2024年10月から施行）】**を記載しなければならない。**
- 保険医は、**リフィル処方箋**を交付する場合には、処方箋にその旨及び使用回数の上限を記載しなければならない。
- 保険医は、その交付した処方箋に関し、保険薬剤師から疑義の照会があった場合には、これに適切に対応しなければならない。

療養担当規則

経済上の利益の提供による誘引の禁止（第2条の4の2）

保険医療機関は、

- 患者に対して、受領する費用の額に応じて収益業務に係る**物品の対価の値引き**等、健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により**自己の保険医療機関で診療を受けるように誘引してはならない。**
- 事業者又はその従業員に対して、**患者を紹介する対価として金品を提供**する等、健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、**自己の保険医療機関で診療を受けるように誘引してはならない。**

療養担当規則

診療の具体的方針（第20条）診察、手術及び処置、リハビリテーション、入院

- 診察を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。
- 往診は、診療上必要があると認められる場合に行う。
- 各種の検査は、診療上必要があると認められる場合に行う。
- 手術、リハビリテーションは、必要があると認められる場合に行う。
- 処置は、必要の程度において行う。
- 入院の指示は、療養上必要があると認められる場合に行う。

療養担当規則

診療の具体的方針（第20条）投薬、注射

- 投薬は、必要があると認められる場合に行う。
- 同一の投薬は、みだりに反覆せず、症状の経過に応じて投薬の内容を変更する等の考慮をしなければならない。
- 投薬・注射を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮する。
- 注射は、経口投与をすることができないとき、又は経口投与によっては治療の効果を期待することができないとき等に行う。
- 輸血又は電解質若しくは血液代用剤の補液は、必要があると認められる場合に行う。

療養担当規則

特殊療法等の禁止（第18条）

保険医は、**特殊な療法**又は新しい療法等(新しい医療材料含む)については、厚生労働大臣の定めるもののほか行ってはならない。

(特殊療法等の禁止の例外として、厚生労働大臣の定めるもの)

評価療養 及び 患者申出療養

※**評価療養又は患者申出療養の届出がない場合は**、一連の診療は保険請求できず、すべて**自由診療**となる。

* **「評価療養」**とは、将来的に保険給付の対象として認めるかどうかについて、適正な医療の効率化を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもので、先進医療や医薬品・医療機器・再生医療等製品の治験に係る診療などのことを指し、詳細は後述します

* **「患者申出療養」**は先進的な医療について、患者の申出を起点とし、安全性・有効性等を確認しつつ、身近な医療機関で迅速に受けられるようにする制度のことを指し、詳細は後述します

診療の具体的方針（研究的検査の禁止）（第20条）

保険医は、各種の検査は、研究の目的をもって行ってはならない。

(例外) 保険外併用療養費制度を用いた治験に係る検査

療養担当規則

診療の一般的方針（第12条）

保険医の診療は、一般に医師として診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して、適確な診断をもととし、患者の健康の保持増進上妥当適切に行われなければならない。

診療の具体的方針（健康診断の禁止）（第20条）

健康診断は、療養の給付の対象として行ってはならない。

療養担当規則

診療録の記載（第22条）

保険医は、患者の診療を行った場合には、**遅滞なく**、所定の様式の**診療録に、当該診療に関し必要な事項を記載**しなければならない。

診療録の記載及び保存（医師法第24条）（再掲）

医師は、診療をしたときは、**遅滞なく**診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。

- 診療録（カルテ）は診療経過の記録であると同時に、診療報酬請求の根拠である。
 - 診療の都度、必要事項を記載する。
 - 記載はペン等で、修正は修正液を用いず二重線で行う。
 - 傷病名を所定の様式に記載し、絶えず整理する。
 - 診療報酬請求の算定要件として、診療録に記載すべき事項が定められている項目があることに留意する。
- 事実に基づいて必要事項を十分に記載していなければ、不正請求の疑いを招くおそれがある。

不正請求

詐欺や不法行為に当たるもの

架空請求

例) 当月には受診していないのに、前月に受診した患者の被保険者証の記号・番号を使って前月と同内容の診察を行ったものとして請求した。

付増請求

例) 実際には一か月に2回しか診察していないのに、4回診察したものとして、再診料を付け増して請求した。

振替請求

例) 実際に行った創傷処置は50cm²であったにもかかわらず、500cm²以上3000cm²未満の創傷処置を行ったものとして請求した。

不当請求

算定要件を満たさない等、診療報酬請求の妥当性を欠くもの

例：

- 診療録に腫瘍マーカーの検査結果・治療計画の要点を添付又は記載していないにもかかわらず、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定した。
- 専ら画像診断を担当する医師が読影していないにもかかわらず、画像診断管理加算を算定した。
- 診療録に呼吸心拍監視装置等の観察結果の要点を記載していないにもかかわらず、呼吸心拍監視を算定した。

傷病名

- 医学的に妥当適切な傷病名を医師自ら決定する。
- 必要に応じて、慢性・急性、部位、左右の別を記載する。
- 診療開始・終了年月日を記載する。
- 傷病の転帰を記載し病名を整理する。
 - 疑い病名について、病名が確定次第に確定病名を記載し、転帰を「中止」とする
 - 一般的に急性病名が長期間続くことは不適切

レセプトに記載する傷病名

査定を防ぐための虚偽の傷病名、
いわゆる「**レセプト病名**」は認められない

「**レセプト病名**」の例

- ST合剤 : 「慢性尿路感染症」「ニューモシスチス肺炎」
- PPI : 「難治性逆流性食道炎」
- ビタミン剤 : 「ビタミン欠乏症」「摂食不能」

傷病名だけでは診療内容の説明が不十分と思われる場合は「**摘要**」欄
及び症状詳記で補う



客観的事実（検査結果等）に基づき、
当該診療行為が必要な理由を具体的に記載する。

1. 保険診療の仕組み
2. 医師法・医療法・医薬品医療機器等法について
3. 保険医療機関及び保険医療養担当規則について
- 4. 医科診療報酬点数表の解釈**
5. DPC／PDPSについて
6. 指導・監査等について
7. 最後に

4 . 医科診療報酬点数表の解釈

① 基本診療料

初診料のポイント

医学的に**初診といわれる診療行為**があった場合に算定。

ある疾患の診療中に別の疾患が発生した場合は、新たに初診料を算定できない。

（例）胃炎で通院中、**新たに大腸癌の診療を開始**する場合

→ **初診料は算定できない**

- 患者が任意に診療を中止し、1月以上経過した後、再び同一の保険医療機関において診療を受ける場合には、その診療が同一病名又は同一症状によるものであっても、その際の診療は、初診として取り扱う。
（ただし、慢性疾患等明らかに同一の疾病又は負傷であると推定される場合の診療は、初診として取り扱わない。）

初診料及び再診料のポイント

初診又は再診が行われた同一日であるか否かにかかわらず、**当該初診又は再診に付随する一連の行為**とみなされる次に掲げる場合には、これらに要する費用は当該初診料又は再診料若しくは外来診療料に含まれ、別に再診料又は外来診療料は算定できない。

- ア 初診時又は再診時に行った検査、画像診断の結果のみを聞きに来た場合
- イ 往診等の後に**薬剤のみを取りに来た**場合
- ウ 初診又は再診の際、検査、画像診断、手術等の必要を認めたが、一旦帰宅し、**後刻又は後日検査、画像診断、手術等を受けに来た**場合

再診料のポイント

- 一般病床200床未満は再診料、一般病床200床以上は外来診療料（検査、処置の一部が包括化）を算定する。
- 電話再診は、患者の病状の変化に応じ、医師の指示を受ける必要がある場合に限り算定でき、定期的な医学管理を前提として行われる場合は算定できない（電話再診の際は外来診療料も算定不可）。
- **外来リハビリテーション診療料**及び**外来放射線照射診療料**を算定した場合には、規定されている日数の間はリハビリテーションや放射線治療に係る再診料（外来診療料）は算定できない。

第1章第2部入院料等

- 以下の7つの医療提供体制が、厚生労働大臣の定める基準に適合していない場合、**入院基本料が算定できない**。
 - ① **入院診療計画**に関する基準
 - ② **院内感染防止対策**に関する基準
 - ③ **医療安全管理体制**に関する基準
 - ④ **褥瘡対策**に関する基準
 - ⑤ **栄養管理体制**に関する基準
 - ⑥ **意思決定支援**に関する基準
 - ⑦ **身体的拘束最小化**に関する基準

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について 別添1

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に限り**入院基本料**（中略）、**特定入院料**又は**短期滞在手術等基本料3**の算定を行うものであり、基準に適合していることを示す資料等を整備しておく必要がある。

看護要員配置の留意事項①

看護要員の配置に関するルールは、入院基本料の正しい請求のために、十分に理解しなければならない

- 病棟において実際に入院患者の看護に当たっている看護要員の数を算入し、**看護部長、外来勤務、手術室勤務等の看護要員は算入しない。**
- 1 勤務帯 8 時間で 1 日 3 勤務帯を標準として、月平均 1 日当たりの要件を満たしている。
- **夜勤は常時2人以上**で行い、同一の入院基本料を算定する病棟全体での**月当たりの平均夜勤時間72時間以下**（夜勤専従者及び夜勤時間数16時間未満※の者を除く）でなければならない。
（※急性期一般入院基本料、7 対 1 入院基本料、1 0 対 1 入院基本料以外は、夜勤時間数 8 時間未満の者を除く。）

看護要員配置の留意事項②

- 看護配置等を偽って届出した場合、**虚偽の届出として不正請求**となる。
- 当初は基準を満たしていても、**職員の退職等で基準を満たさなくなった場合は、正しく届出し直さなければならない。**
- 入院基本料にかかる誤請求は、**多額な返還金を求められる**場合がある。
(例) 平均入院患者数50人/日の病院で、1日あたり200点の入院基本料を過剰に算定していた場合、年間3,650万円の過剰請求となる。

「A233」リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算

急性期医療におけるADLが低下しないよう、より早期からの取組の評価や切れ目のない多職種による取組を推進するために、リハビリテーション、栄養管理及び口腔管理の連携・推進を図る観点から、土曜日、日曜日及び祝日に行うリハビリテーション含むリハビリテーション、栄養管理及び口腔管理について、新たな評価を設けた。

- 当該病棟に入棟した患者全員に対し、**原則入棟後48時間以内**にADL、栄養状態、口腔状態についての評価に基づき、リハビリテーション・栄養管理・口腔管理に係わる**計画を作成**すること。
- 患者1人につきリハビリテーション・栄養管理・口腔管理に係る**計画を作成した日から14日**を限度に算定できる。
- 入院患者のADL等の維持、向上等に向け、**カンファレンスが定期的**に開催されていること。
- 当該病棟に**専従の常勤の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が二名以上配置**されていること。なお、うち1名は専任の従事者でも差し支えない。
- 当該病棟に**専任の常勤の管理栄養士が一名以上配置**されていること。

4. 医科診療報酬点数表の解釈

② 特掲診療料
医学管理等
在宅医療

(例 悪性腫瘍特異物質治療管理料)
(例 在宅自己注射指導管理料)

* 「特掲診療料」は、基本診療料として一括して支払うことが妥当でない特別の診療行為に対して個々に点数を設定し評価を行うもの。

医学管理等、在宅医療

- 項目ごとに、具体的な算定要件が定められている。
- 医学的管理や療養指導を適切に行った上で、算定要件として定められた診療録への指導内容の要点等の記載や添付が求められている文書の添付を実施する必要がある。
- 保険医療機関の請求事務担当者（部門）は、保険医が算定を指示した算定項目や保険医が記載した診療録等から抽出される算定項目について、算定要件を満たしているか確認の上、診療報酬請求を行うこと。



算定要件を満たさずに算定した場合、返還の対象となる

「B001・3」 悪性腫瘍特異物質治療管理料

悪性腫瘍と**確定診断**がされた患者に対し、腫瘍マーカー検査を行い、その結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に算定する。

診療録等に記載する事項

- 診療録に添付又は記載する事項

① 腫瘍マーカー検査の結果

② 治療計画の要点

- 月1回まで
- 尿中BTAに係るもの 220点
- その他のもの 1項目で360点、2項目以上で400点

特掲診療料第2部 在宅医療

在宅患者診療・指導料

- C000 往診料
- C001 在宅患者訪問診療料
- C002 在宅時医学総合管理料
- C002-2 施設入居時等医学総合管理料

等

在宅療養指導管理料

- C101 在宅自己注射指導管理料
- C103 在宅酸素療法指導管理料
- C104 在宅中心静脈栄養法指導管理料
- C107-2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料

等

「C000」 往診料に関する留意点

- 往診料は、患者又は家族等患者の看護等に当たる者が、保険医療機関に対し、電話等で直接往診を求め、当該保険医療機関の医師が往診の必要性を認めた場合に、可及的速やかに患家に赴き診療を行った場合に算定できるものであり、**定期的ないし計画的**に患家又は他の保険医療機関に赴いて診療を行った場合には**算定できない**。
- 患者を**定期的に訪問して診療を行った場合に算定するのは在宅患者訪問診療料**であり、往診料ではない。

在宅療養指導管理料

在宅療養指導管理料は、通則に記載されている下記の点に留意する。

患者又は患者の看護に当たるものに対し

- ・ 療養上必要な事項について適正な注意及び指導を行った上で医学管理を十分に行う。
- ・ 在宅療養の方法、注意点、緊急時の措置に関する指導等を行う。
- ・ 必要かつ十分な量の衛生材料、保険医療材料を支給する。

診療録に記載する事項

- ① 当該在宅療養を指示した根拠
- ② 指示事項（方法、注意点、緊急時の措置を含む）
- ③ 指導の内容の要点

4 . 医科診療報酬点数表の解釈

③ 検査・画像診断

検査・画像診断のポイント

各種の検査は、診療上必要があると認められる場合に行う。

- 個々の患者の状況に応じ検査項目を選択し、必要最小限の回数で行う。
- 個別の検査の必要性を検討せずに医療機関や診療科等が事前に取り決めた検査の組み合わせ、いわゆる「セット検査」は実施する検査項目の中に実施の必要性の低い検査が含まれていたり、連日検査する必要のない項目が含まれる場合があり十分注意する必要がある。
- 結果が治療に全く反映されない検査は実施しないこと。
- 算定要件が規定されている検査項目には、算定要件への該当性についてよく検討すること。

不適切な請求の例

- オーダーして採血したが、**検体量が少なく検査できなかった検査の点数**を請求
- **健康診断又は研究を目的とした検査**を保険請求
(例) 論文のデータを集めるために診療に必要な無い検査項目を測定する。
- 検査結果の記載等をせず、**算定要件を満たしていない**にもかかわらず算定
(例) 呼吸心拍監視（心電図モニター）に係る観察結果の要点を診療録に記載していないにもかかわらず算定した。

4 . 医科診療報酬点数表の解釈

④ 投薬・注射

不適切な投与例

適応外投与の例

- ゾニサミドを有効成分とする医薬品のうち、てんかんを効能・効果とするものをパーキンソン病治療薬として投与
- 胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の既往歴がない患者に対するキャブピリン配合錠の投与
- RANKL阻害剤が投与されていない患者へのデノタスチュアブル配合錠の投与

用法外投与の例

- 腹腔内投与の用法がない**抗がん剤**を、**腹腔内散布**
- 注射用**抗菌薬**による**術野洗浄**
- アムロジピン錠の**1日2回**投与

不適切な投与例

禁忌投与の例

- **スピロラクトン**を高カリウム血症の患者に投与
- **静注用脂肪乳剤**を、血栓症の患者やケトーシスのある糖尿病の患者に投与

長期漫然投与の例

- **メコバラミン**を月余にわたり漫然と投与
- **エパルレスタット**の12週を超えた長期漫然投与

後発医薬品の使用の推進

- 後発医薬品の使用を一層促進（療養担当規則第20条）
- 保険薬局における後発医薬品の在庫管理の負担軽減
→ **一般名処方の推進**

- 一般名処方の趣旨を患者に十分に説明することについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している保険医療機関が、後発医薬品のある医薬品について、一般名処方による処方箋を交付した場合、後発医薬品のある全ての医薬品（2品目以上の場合に限る。）が一般名処方されている場合には一般名処方加算1（10点）を、1品目でも一般名処方されたものが含まれている場合には一般名処方加算2（8点）を、処方箋の交付1回につき加算する。

4. 医科診療報酬点数表の解釈

⑤ リハビリテーション

リハビリテーションの記載・添付要件

- リハビリテーションの実施に当たっては、全ての患者の機能訓練の内容の要点及び実施時刻（開始時刻と終了時刻）の記録を診療録等へ記載する。
- リハビリテーション実施計画書を原則として7日以内、遅くとも14日以内に作成する。
- リハビリテーション実施計画書の作成時及びその後3か月に1回以上（特段の定めのある場合を除く）、患者又はその家族等に対して当該リハビリテーション実施計画書の内容を説明の上交付するとともに、その写しを診療録に添付する。

4. 医科診療報酬点数表の解釈

⑥ 処置・手術

点数表にない手術

- ・「特殊な療法、新しい療法等については、厚生労働大臣の定めるもののほか行ってはならない」

(療養担当規則第18条)

※「厚生労働大臣が定めるもの」の例として先進医療、治験に用いる療法

- ・ 特殊な手術の手術料は、保険医の判断で勝手に準用せず、医療機関の医事部門を通じて地方厚生(支)局へ照会すること。
 - ・ 点数表にあっても、手技が従来の手技と著しく異なる場合
 - ・ 従来、一般的に開胸又は開腹で行われていた手術を内視鏡下で行った場合 等

※ 保険適用の腹腔鏡下手術以外の手術で腹腔鏡を用いた場合、当局から準用が通知されたもの以外については、手術を含む診療全体が保険適用とならない。胸腔鏡下手術も同様。

4. 医科診療報酬点数表の解釈

**その他. 保険外併用療養
(先進医療、患者申出療養)**

先進医療

先進医療

- 保険収載されていない先進的な医療技術について**保険診療との併用を認める制度**。
- 医療技術ごとに一定の施設基準を設定し、該当する保険医療機関は**届出により保険診療との併用ができる**。
 - ※ 先進医療Bは先進医療技術審査部会の承認が必要
- 令和6年3月1日時点で78種類の先進医療について、当該技術の施設の要件が設定されている
- **先進医療の例**
 - 重粒子線治療
 - 子宮内細菌叢検査等の一部の不妊治療
 - 血中循環腫瘍DNAを用いた微小残存病変量の測定 等

先進医療と患者申出療養の違い

- 先進医療：医療機関が起点となり、先進的な医療を実施する。
- 患者申出療養：患者さんの申出が起点となり、未承認薬等の使用について安全性が一定程度確認された上で、身近な医療機関において実施できる。

保険外併用療養費制度の費用負担



【注意】

保険診療に含まれず、先進医療としても届けられていない医療技術を用いた場合、**当該疾患に関わる一連の診療が保険の保険適用外となる。**



一連の診療で発生する経費の**全額を**、患者か医療機関が負担することになる。

1. 保険診療の仕組み
2. 医師法・医療法・医薬品医療機器等法について
3. 保険医療機関及び保険医療養担当規則について
4. 医科診療報酬点数表の解釈
- 5. DPC/PDPSについて**
6. 指導・監査等について
7. 最後に

DPC/PDPSにおける診療報酬の構成

診療報酬 = 包括評価部分 + 出来高部分

(例)

- 入院基本料
- 検査（心カテ、内視鏡、生検等以外）
- 画像診断
- 投薬・注射
- 処置（人工腎臓、腹膜灌流、カウンターショック等を除く）等

(例)

- 医学管理料
- 検査（心カテ、内視鏡、生検等）
- リハビリテーション
- 処置（人工腎臓、腹膜灌流、カウンターショック等）
- 手術料・麻酔料
- 病理診断・判断料等

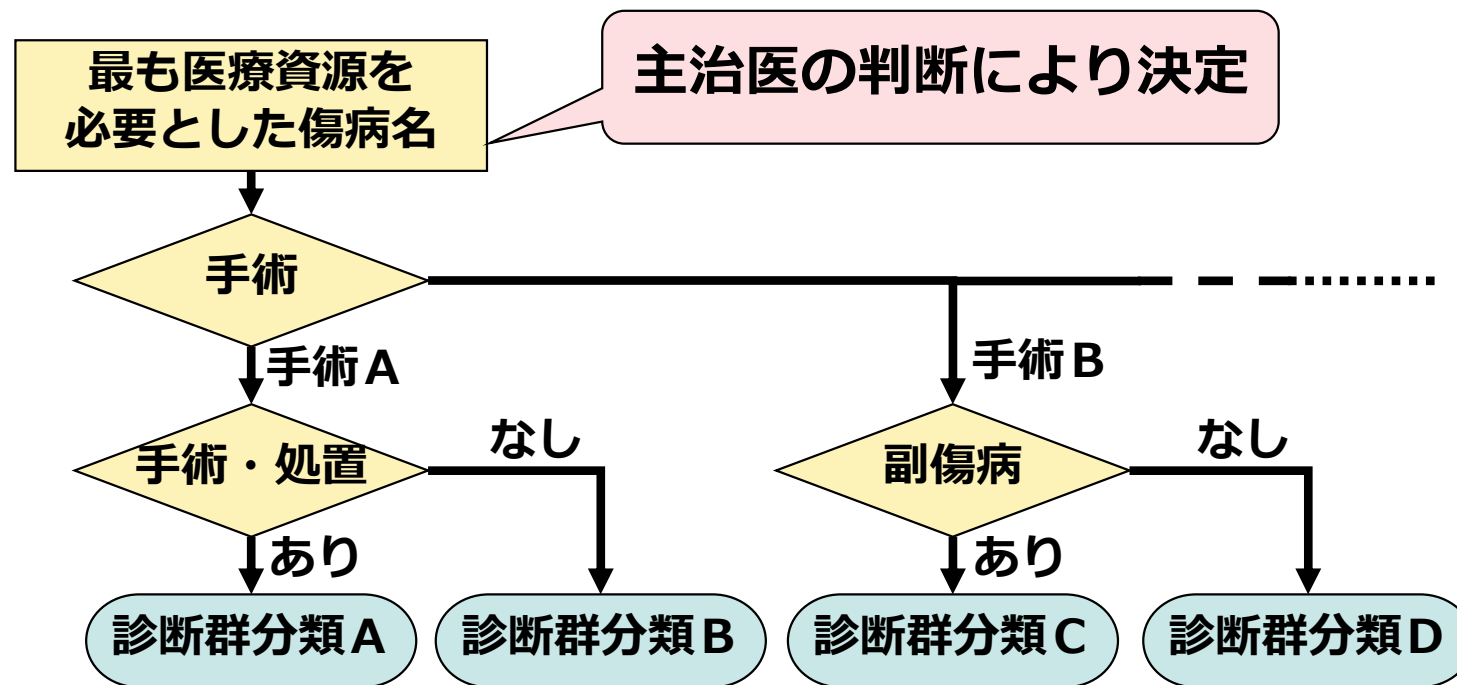
包括評価部分 = 診断群分類ごとの1日当たり点数X医療機関別係数X入院日数

※ 上記の例示は、大まかなイメージ。例外の算定項目があるので留意すること。

例えば、E 画像診断において、画像診断管理加算は出来高算定。

診断群分類の決定の流れ

- ① I C D - 10に基づく傷病名により分類
- ② 診療行為（手術、処置等）により分類



その他の注意点①

- 退院日の翌日から起算して7日以内に再入院した場合で、
以下のケースに該当するものについては、当該入院は前回入院と一連の入院とみなす。
(悪性腫瘍に対する予定化学療法目的は除く。)

- 前回入院の際の「医療資源を最も投入した傷病名」と再入院の際の「入院の契機となった傷病名」の診断群分類の上2桁が同一のもの
- 再入院の際の「医療資源を最も投入した傷病名」の診断群分類番号の上6桁が前回の入院と同一の場合
- 再入院の際の「入院の契機となった傷病名」が分類不能コードである場合
- 再入院の際の「入院の契機となった傷病名」が、「180040 手術・処置等の合併症」に係るICDコードである場合

その他の注意点②

- 入院中の患者に対して使用する薬剤は、入院する病院で入院中に処方することが原則。当該入院の契機となる傷病の治療のために処方された薬剤を患者に持参させ、入院中に使用することは、特別な理由がない限り認められない。特別な理由を診療録に記載すること。
- 入院中に包括算定から出来高算定に変更された患者の場合（又は、その逆の場合）、退院時の請求方法で必要な請求を行う。

1. 保険診療の仕組み
2. 医師法・医療法・医薬品医療機器等法について
3. 保険医療機関及び保険医療養担当規則について
4. 医科診療報酬点数表の解釈
5. DPC／PDPSについて
- 6. 指導・監査等について**
7. 最後に

指導とは

「保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。」
(健康保険法 第73条)

厚生労働大臣の指導を受ける義務がある。

目的

- 「保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させること」
(指導大綱)

監査とは

監査の目的

主たる関係法令

- 健康保険法 第78条
- 船員保険法 第59条で準用する健康保険法第78条
- 国民健康保険法 第45条の2
- 高齢者の医療の確保に関する法律 第72条

監査要綱

「保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を執ること」

不正請求

詐欺や不法行為に当たるもの

架空請求

例) 当月には受診していないのに、前月に受診した患者の被保険者証の記号・番号を使って前月と同内容の診察を行ったものとして請求した。

付増請求

例) 実際には一か月に2回しか診察していないのに、4回診察したものとして、再診料を付け増して請求した。

振替請求

例) 実際に行った創傷処置は50cm²であったにもかかわらず、500cm²以上3000cm²未満の創傷処置を行ったものとして請求した。

不当請求

算定要件を満たさない等、診療報酬請求の妥当性を欠くもの

例：

- 診療録に腫瘍マーカーの検査結果・治療計画の要点を添付又は記載していないにもかかわらず、悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定した。
- 専ら画像診断を担当する医師が読影していないにもかかわらず、画像診断管理加算を算定した。
- 診療録に呼吸心拍監視装置等の観察結果の要点を記載していないにもかかわらず、呼吸心拍監視を算定した。

健康保険法上の処分の基準

監査要綱（保険医登録・保険医療機関指定**取消処分**の基準）

監査要綱

- ・ **故意に不正**又は**不当**な診療（診療報酬の請求）を行ったもの。
- ・ **重大な過失**により、**不正**又は**不当**な診療（診療報酬の請求）をしばしば行ったもの。



故意でなくとも、保険医療機関等の指定の取消及び保険医等の登録の取消処分の対象となりうる。

監査後の措置

行政上の措置

- 保険医療機関・保険医
 - ✓ **指定・登録の取消（取消処分）**
 - ✓ 戒告
 - ✓ 注意
 - ✓ 措置なし
- 取消処分となった場合原則として、**5年間は再指定・再登録を行わない。**

経済上の措置

- 診療内容または診療報酬の請求に関し不正、不当の事実が認められた場合、**原則として5年間分を返還する。**
- **40%の加算金**が加えられることもある。
（健康保険法第58条）

令和5年度の指導、監査等実施状況

- ・ 監査を受けた保険医療機関・保険医等

46施設、88人



- ・ 指定・登録の取消（取消相当含む）を受けた保険医療機関・保険医等

21施設、14人

指導、適時調査、監査により

返還を求めた金額は 約46.2億円

（医科・歯科・調剤を含む）

1. 保険診療の仕組み
2. 医師法・医療法・医薬品医療機器等法について
3. 保険医療機関及び保険医療養担当規則について
4. 医科診療報酬点数表の解釈
5. DPC／PDPSについて
6. 指導・監査等について

7. 最後に

保険診療確認事項リスト

保険診療確認事項リスト (医科)

令和6年度改訂版 ver.1

厚生労働省保険局医療課医療指導監査室

際に、末梢留置型中心静脈注射用カテーテルによる（療養の必要性・管理の方法・終了の際に要される身体の状態等）の療養上必要な事項について患者又はその家族等へ説明をしていない。

□・長期の栄養管理を目的として、末梢留置型中心静脈注射用カテーテル挿入を行った後、他の保険医療機関等に患者を紹介する場合に、末梢留置型中心静脈注射用カテーテルによる（療養の必要性・管理の方法・終了の際に要される身体の状態等）の療養上必要な事項並びに患者又はその家族等への説明内容等を情報提供していない。

□⑥ 注射

□・経口投与が可能であるものについて、注射により薬剤を投与している。

□・注射については、経口投与をすることができないとき、経口投与による療養の効果を期待することができないとき、特に迅速な療養をする必要があるとき、その他注射によらなければ療養の効果をj得ることが困難であるとき等、使用の必要性について考慮した上で行うこと。

□・（例： ）

□・注射の必要性の判断が診療録から確認できない。

□8 リハビリテーション

□（1）疾患別リハビリテーションについて、次の不適切な例が認められたので改めること。

□① 実施体制

□・従事者1人1日当たりの実施単位数を適切に管理していない。

□（具体的には、リハビリテーションに従事する職員1人ごとの毎日の訓練実施終了患者の一覧表を作成していない等）

□・従事者1人当たりの実施単位が〔理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・その他（ ）〕〔1人1日につき24単位（心大血管疾患リハビリテーション料以外）・1週間で108単位〕を超過している。

□・

□② リハビリテーション実施計画書

□・別紙様式21を参考としたリハビリテーション実施計画書を〔作成していない・原則7日以内、遅くとも14日以内に作成していない〕。

□・リハビリテーション実施計画書の内容〔に不備がある・が個々の患者の状態に応じた記載になっていない・に空欄がある〕。

□・（例： ）

□・〔リハビリテーション実施計画書の作成時に・3か月毎に〕患者又はその家族等に対して実施計画書〔の内容を説明していない・の内容を（職種： ）が説明しており、医師が説明していない・を交付していない〕。

□・〔リハビリテーション実施計画書の作成時の・3か月毎の〕実施計画書の写しが診療録に添付されていない。

□・計画書に患者自ら署名することが困難であり、かつ、遠方に居住している等の理由により患者の家族等が署名することが困難である場合に家族等に情報通信機器等を用いて計画書の内容等を説明した上で、〔説明内容及びリハビリテーションの継続について同意を得た旨を診療録に記載していない・患者又はその家族等への計画書の交付をしていない〕。

診療報酬請求における留意点

- 保険医と保険医療機関は診療報酬のルールをよく理解し、**独自の解釈に基づいて請求しない。**
- 分からない場合は**診療報酬点数表を確認する。**
それでも分からなければ**地方厚生(支)局に問い合わせる。**
- 地方厚生(支)局が実施する**説明会や指導に出席する。**



診療報酬改定は原則、2年に1回実施されます。

算定ルールの新設・変更について、

2年に1回知識のリニューアルが必要です。